

## 薬局でいろいろ質問されて迷惑です！！

薬局に行くと症状や薬の副作用、アレルギーなどについて聞かれます。診察を受けるときにもいろいろ聞かれているのに、なぜまた同じようなことを聞かれるのでしょうか？

実はそれは患者さんの安全を守るために薬剤師が大事な仕事をしている証なのです。逆に何も聞きもせず薬をすぐにもらえる薬局は薬剤師がちゃんと仕事をしていないと思ってください。

かつて多くの医療機関では、診察後に院内で薬をもらうことができたので、外の薬局にわざわざ行く必要がありませんでした。

病院や診療所の内部では患者さんの情報が共有されているので、一見、安全性が高いのではと思われれます。しかし万が一その情報に間違いがあった場合はどうでしょう？診察が終わったあとは、再度、患者さんから情報を聞いて間違いに気づいてくれる人はいません。間違った情報で間違った治療が開始されてしまいます。

中世ヨーロッパで、ある国王の専属医師が国王を暗殺するため、自ら診察をおこない、毒薬を投与しようと企てました。未遂に終わり専属医師は処刑。以後、専属医師から処方されても薬は城外の薬局からもらうことにしたとのこと。

現代においては、院外の薬局で薬をもらう際、医師が書いた処方せんが適正であるかどうか、別の独立した薬局の薬剤師が確認することで安全に薬が提供される仕組み「医薬分業」が確立しています。

では、薬剤師はどのようにして処方せんを確認しているのでしょうか。

処方せんには診断された病名は書いてありません。もし病名が記載されていると、薬剤師もその病名で先入観をもってしまいます。実際のところは処方された薬を薬剤師が見ると、患者さんが診断された病名をだいたい類推できてしまいますが、改めて最初から症状や訴えを聞き取り、できるだけ先入観を持たずに医師の診断から薬剤の選択までを想定し、処方せんの内容に合致したとき、「問題なし」と判断します。なので、調剤薬局の薬剤師は、刑事や探偵のように、しつこく症状やいろいろな情報を直接尋ねようとするのです。さらに、ほかの医療機関から同時に薬が処方されている場合には、同じ成分、同じ効果の薬が出ていないか、飲み合わせに不都合はないか、「お薬手帳」でも確認をします。

「問題あり」と判断したら、薬剤師は何をやるでしょう。当然ですが、医師に問い合わせを行います。その結果、処方せんの内容が訂正されることがあります。もし、医師の説明に薬剤師が納得できない、医師に確認がとれないなどの場合には、患者さんにはご迷惑をおかけしますが、薬剤師は調剤を保留にしなければなりません。これを怠ると 五十万円以下の罰金が課せられます。

### 薬剤師法（抜粋）

（処方せん中の疑義）

#### 第二十四条

薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによつて調剤してはならない

これからは、医師だけに健康を託すのではなく、様々な医療関係者、特に薬剤師を上手に利用し、適切な薬物治療を行って、一日も早く病気から回復してください。